

## 亀岡市総合福祉センター「営利目的利用」等の注意事項

(1) 亀岡市総合福祉センター条例第8条の規定により、下記5項目に該当する営利目的の使用は許可できません。

①物品や商品などの販売及び宣伝を目的とする使用。

②企業活動や個人事業の活動を目的とする使用。

※企業における社会貢献活動、及び企業・個人事業者を構成員とする団体（〇〇組合、〇〇協会など）が使用する場合を除く。

③入場料や参加費徴収などによる利益を目的とする使用。

※会場での募金活動や会場費として実費程度を徴収する場合は、事前に許可を得ること。

④塾や教室など、月謝や会費徴収による利益を目的とする使用。

※発表会や作品展など、学習成果を発表する目的で使用する場合を除く。

⑤その他、収益などを目的とする使用。

(2) NPO法人や社会福祉法人、公益法人又は社会教育関係団体が、その目的の実現のために施設を使用する場合、又は市民にサービスを提供するため施設を使用する場合は、営利目的の使用とはみなしません。

(3) 宗教活動や政治活動、選挙活動は、NPO法第2条第2項第2号の規定に準じて、その施設利用を制限します。制限する行為は次のとおりです。

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ・ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動